

2025 年 10 月 24 日

各位

会 社 名 株 式 会 社 F u s i c  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 納 富 貞 嘉  
(コード番号：5256 東証グロース・福証 Q-Board)

業績条件型譲渡制限付株式としての自己株式の処分の払込完了に関するお知らせ

株式会社 F u s i c（本社：福岡県福岡市中央区、代表取締役社長：納富貞嘉）は、2025 年 9 月 25 日開催の取締役会において決議されました、業績条件型譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関し、本日払込手続が完了いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。本件の詳細につきましては、2025 年 9 月 25 日付「業績条件型譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

自己株式の処分の概要

|                  |                                    |
|------------------|------------------------------------|
| (1) 払込期日         | 2025年10月24日                        |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 14,000株                     |
| (3) 処分価額         | 1 株につき 2,730 円                     |
| (4) 処分総額         | 38,220,000円                        |
| (5) 割当先          | 社外取締役 1 名 1,000株<br>従業員23名 13,000株 |

【ご参考】処分の目的及び理由

当社は、2025年 8 月22日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と同じ目線で会社経営に対する監督及び助言に取り組むことを促すことを目的として、当社の社外取締役を対象とする新たな報酬制度として、業績条件型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2025年 9 月25開催の第22期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、①本制度に基づき、社外取締役に対して業績条件型譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その譲渡制限期間は、6 か月から 1 年間までの間で

当社取締役会が定める期間とすること、②業績条件型譲渡制限付株式の付与は、社外取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法にて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間1,000株以内とし、その金額は本定時株主総会にてご承認をいただいた金銭報酬枠の内枠で年額3,000千円以内とすること等につきご承認をいただいております。

また、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の従業員にも業績条件型譲渡制限付株式を付与することとし、当社は、2025年9月25日開催の取締役会において、当社の社外取締役1名及び従業員23名（以下、あわせて「対象役職員」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象役職員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭（報酬）債権合計38,220,000円を支給し、それを現物出資させて、業績条件型譲渡制限付株式として、当社の普通株式14,000株を処分することを決議いたしました。

#### 【ご参考】業績条件型譲渡制限付株式割当契約の概要

本自己株式処分に伴い、当社と対象役職員は個別に業績条件型譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### （１）譲渡制限期間

対象役職員は、2025年10月24日（払込期日）から2026年6月30日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### （２）譲渡制限の解除条件

対象役職員が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることに加えて、2026年5月15日から2026年6月14日までの期間における当社の普通株式の東京証券取引所における終値の平均値が4,000円以上であることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

##### （３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象役職員が当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職した日の翌日において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

##### （４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役職員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

以上

本リリースに関するお問合せ先

株式会社 F u s i c IR 担当

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 4-1-7 第3 明星ビル 6F

問合せ：<https://fusic.co.jp/ir/other/contact>